

## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

2016年7月 特別号

1. はじめに
2. 通商
3. 知的財産法
4. 競争法／独禁法
5. エネルギー
6. 環境
7. 労働法
8. M&A
9. キャピタル・マーケット
10. アセット・マネジメント／投資信託
11. 税務

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、英国の国民投票において EU 離脱派が勝利したことを受け、英国の EU 離脱が日本企業の事業運営に及ぼす影響を分野ごとにまとめた Client Alert 特別号を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

### 2. 通商

英国の EU 離脱の手続きとしては、リスボン条約（The Treaty on European Union）第 50 条に従い英国が EU を離脱する旨の通知（50 条通知）を行い、その後英国と EU の間で 2 年間の交渉期間が設けられ、その中で離脱に関する取り決めがなされることとなります。50 条通知後 2 年が経過すると、全 EU 加盟国の同意が得られない限り、英国は自動的に EU から離脱することとなります。但し、2016 年 7 月 4 日時点において英国保守党の党首候補として有力であるとされるテレサ・メイ内務相とマイケル・ゴープ司法相のいずれも 50 条通知は 2017 年以降にすべきとの見解を示しているとされ、他方で、EU 側は、6 月 29 日に開催した首脳会議において 50 条通知前の交渉開始はあり得ない旨を表明している等、既に 50 条通知の時期や今後の EU 離脱プロセス・スケジュールに関する不透明性は増しています。

英国の EU 離脱に際しては、英国が引き続き EU の単一市場へのアクセスを維持できるかが注目されています。EU 離脱の方式としては、EU に非加盟でありつつ EFTA（欧州自由貿易連合）や EEA（欧州経済領域）、又はその両方に加盟する方式等、いくつかの方式が議論されていますが、英国としては、移民流入等の負担を抑えつつ、EU の単

## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

一市場へのアクセスを維持することを目指す一方で、EU は、EU の単一市場へのアクセスを得るためには、モノ、サービス及び資本の移動の自由に加え、人の移動の自由についても英国が受け入れる必要があるとしており、今後の交渉に委ねられています。仮に、英国が、通常の非 EU 国と同様、EU との間での経済連携協定／自由貿易協定（EPA/FTA）をゼロから協議し、合意することを目指す場合には、50 条通知後の 2 年の交渉期間内に合意に達することは困難であると考えられ、時間との戦いになるものと考えられます。仮に通知後 2 年以内に英国と EU との間で何らかの合意ができない場合、現在撤廃されている関税障壁・非関税障壁が元に戻る可能性があります。例えば、EU 加盟国間の貿易に係る関税は撤廃されていますが、英国が EU を離脱した場合、英国と EU 加盟国の貿易に関税が課される可能性があり、例えば、乗用車については、最大 10% までの範囲で関税が課される可能性があります。

EU の単一市場へのアクセスに加え、EU が当事者として締結又は交渉している EPA/FTA に関しても、英国がその対象から外れることになるため、大きな影響が予想されます。現在交渉中の Transatlantic Trade and Investment Partnership（米国と EU の間の EPA）や日 EU 経済連携協定（EPA）についても交渉停滞が懸念されているほか、英国と各国は、独自に貿易協定等と交渉することが必要となります。日本と英国の間でも独自に EPA/FTA 等の交渉が開始される可能性があり、2016 年 7 月 1 日に駐日英国大使がその可能性を示唆する等、既に動きが出始めています。

弁護士 梅津 英明  
☎ 03-6212-8347  
✉ [hideaki.umetsu@mhmjapan.com](mailto:hideaki.umetsu@mhmjapan.com)  
弁護士 柴田 久  
☎ 03-6266-8525  
✉ [hisashi.shibata@mhmjapan.com](mailto:hisashi.shibata@mhmjapan.com)

### 3. 知的財産法

英国の EU 離脱が知的財産分野に与える影響は、現状、以下のとおりと考えられます。

#### ① 欧州統一特許（European Unitary Patent）

欧州統一特許制度は、EU 法を前提に、参加国に共通の統一の権利である欧州統一特許制度を新たに創設するものであり、2012 年 12 月に欧州議会及び EU 理事会において最終合意されました。2017 年前半にも現参加国 25 ヶ国により制度の運用が開始される予定でした。新設される欧州統一特許裁判所（統一特許の侵害及び無効について専属的に管轄する）の Central Division の一部がロンドンに置かれることが合意されており、英国は、同制度の中核を担うことが予定されていました。

しかしながら、英国は、EU 離脱と共に、同制度への参加資格を失うことになり、残る加盟国の間でロンドンに代わる Central Division の設置場所等について再交渉が必要

## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

となる可能性が高く、制度全体の施行が遅延することが懸念されます。これに伴い同制度を前提とした特許戦略を考慮していた日本企業においては、戦略の見直しが必要と考えられます。

なお、英国が EU を離脱するまでには最低 2 年間が必要と考えられており、離脱までの期間で一旦英国も含めて同制度が施行され、英国の離脱までに離脱後の枠組みに残留する参加国の間で再交渉を行う可能性も理論上ありますが、英国は、現時点で同制度の批准手続きが未了であることからその可能性は低いものと考えられます。

一方、EU 法を前提としないヨーロッパ特許条約 (European Patent Convention) に基づく欧州特許、各国の特許法に基づく各国の特許制度については、英国の EU 離脱の直接の影響はないものと考えられます。

### ② 欧州共同体商標 (European Community Trade Mark) 及び 欧州共同体意匠 (European Community Design Right)

EU 全域で共通の統一の権利である、欧州共同体商標 (Community Trade Mark) 及び 欧州共同体意匠 (Community Design Rights) については、英国内の権利部分は、英国の EU 離脱によって、理論上無効になるものと考えられ、その影響が懸念されます。ただし、今後の英国国内法上の手当てがなされる等により、英国国内での保護が引き続き認められる可能性もあります。また、例えば、英国内のみで使用されていた共同体商標が、英国の EU 離脱後、不使用取消審判によって取り消されるリスクが生じるなど、離脱に向けた商標管理上の対策が必要となることが予想されます。

一方、各国の商標法、意匠法に基づく各国の商標権には、英国の EU 離脱の直接の影響はないものと考えられます。

弁護士 小野寺 良文  
☎ 03-5223-7769 (東京)  
☎ +86-10-6590-9292 (北京)  
✉ [yoshifumi.onodera@mhjapan.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhjapan.com)

## 4. 競争法／独禁法

EU の加盟国においては、加盟国の競争法よりも EU の競争法の適用が優先し、違反事件の調査においても、欧州委員会が調査を行う事件において加盟国は独自の調査を行うことはできません。英国が EU から離脱した後は、英国における競争法上の問題については英国競争法が適用され、英国の競争当局が法執行を行うこととなります。これにより想定される影響のうち、特に日本企業に関係があると思われるものとしては、①企業結合届出、②一定の行為に対する競争法の適用除外、③違反事件への対応、が挙げられます。

①企業結合届出については、EU 加盟国に関しては、当事会社の売上高が欧州委員会への届出基準を満たす場合には、基本的には欧州委員会への届出をすれば足り、各加盟

## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

国に個別に届出をする必要はありません（ワンストップショップ。なお、欧州委員会への届出基準を満たさない場合には、各加盟国の競争法の下での届出基準を検討し、基準を満たす加盟国については個別に届出をする必要があります）。英国が EU から離脱した後は、EU 及びその加盟国とは別に、英国の競争当局への届出を検討する必要が生じることになります。但し、現在の英国競争法の下では、企業結合届出は任意（すなわち、結合後に競争制限のおそれが考えられる場合に限り、当事会社が任意に競争当局に届出を行うもの）とされていますので、日本企業による英国での届出は、結果としてさほど増加しない可能性もあります。

②EU 競争法は、流通分野における垂直的協定をはじめ、事業者による一定の行為について適用除外（一括適用除外）を定めています。英国競争法では、EU 競争法において適用除外とされる行為は原則として適用除外とされていますが、これは EU 加盟国であることを念頭に置いたものであるため、英国が EU から離脱した後は見直されることが想定されます。英国において EU 競争法の一括適用除外に依拠した事業展開をしている企業は、英国競争法への抵触可能性について見直しが必要となる可能性があります。

③違反事件への対応について、英国が EU から離脱した後は、英国での競争に影響が及ぶ違反行為については英国の競争当局が調査を行うことになるため、欧州において欧州委員会に加えて英国の競争当局への対応が必要となるケースが増えると考えられます。カルテルについては、英国の競争法は EU 競争法にはない刑事罰を設けているため、現在でも英国・EU の両当局が並行して調査を行うケースは想定され、そのためリニエンシー申請も英国・EU の両当局に対して行うことがあります。英国が EU から離脱した後は、自ずと両当局が並行して調査を行うケースは増えると想定され、両当局それぞれにリニエンシー申請すべきケースも増えるものと想定されます。

弁護士 宇都宮 秀樹  
☎ 03-5223-7784  
✉ [hideki.utsunomiya@mhmiapan.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhmiapan.com)

### 5. エネルギー

エネルギー政策における英国の EU 離脱の影響は、英国においては限定的であると考えられる一方、EU の側には大きな影響があるとの見方が強い状況です。英国は EU の中でもエネルギー・環境分野において先導的な役割を果たしてきたことから、国内でも進めてきた電力市場改革をはじめとする施策を、EU 離脱を理由として大きく見直すことは、事業環境の長期的な不安定化とそれに伴うエネルギー部門への投資の縮小を招くばかりで、現実的ではないと考えられます。他方、英国は、「エネルギーの確実で安定した供給の確保」、「手ごろな価格を保証するエネルギー市場の創出」、「持続可能なエネルギー社会の実現」を目的とする「エネルギー同盟」と呼ばれる欧州全体でのエネルギー戦略構想において中心的な役割を担うことが期待されていたため、英国の EU 離脱によ

## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

り、今後 EU が進める施策に影響が出るのが懸念されています。

次に、英国と EU 加盟国間のエネルギー取引に関しては、EU 離脱後も大陸側やアイルランドとの間での国際間連系線やパイプラインを通じたエネルギーの融通は特段問題なく続けられるものとみられ、EU 離脱により英国のエネルギー需給の状況が重大な影響を受ける可能性は低いと考えられます。もっとも、EU 離脱後は、EU 諸国と英国のエネルギー取引にも関税が課される可能性はあり、連系線やパイプラインの建設計画にも影響が生じる可能性は否定できないとされます。

エネルギーインフラ案件に関しては、ポンド安の進行により、エネルギーインフラ全般のコストが上昇し、新規・大型の投資に影響が生じる可能性が懸念されています。エネルギーインフラ建設のためのコスト増を、料金に転嫁できない場合、建設計画そのものが見直されることも考えられ、日本企業が影響を受けることもありえるでしょう。

弁護士 小林 卓泰  
☎ 03-5223-7768  
✉ [takahiro.kobayashi@mhmiapan.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhmiapan.com)

### 6. 環境

英国は環境政策に熱心な国として知られており、EU の環境政策をリードする存在でした。このため、英国の EU 離脱により、英国の環境政策・法規がどのようなものになるか、英国離脱後の EU の環境政策がどのようなものになるかという点に注目が集まります。特に注目されるのは、EU が国際的な議論をリードしてきた気候変動政策の動向です。この点に関しては、パリ協定への影響と欧州排出量取引制度 (EU ETS) への影響が考えられます。

昨年末にパリで開催された気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第 21 回締約国会議でパリ協定が合意されました。パリ協定に基づき各国・地域は温室効果ガスの排出量に関する目標を UNFCCC 事務局に提出しています。EU28 カ国は 1990 年比で 2030 年に 40%削減の目標を提出していますが、EU の各構成国は独自の目標は提出していません。英国の EU 離脱により、英国独自の目標を新たに設定する、又は、パリ協定との関係では「EU + 英国」の枠組みを維持するといった対応が必要になると考えられます。

これと関連するのが EU ETS の動向です。排出量取引制度が機能するためには、制度対象となる事業者 (又は事業所) に対して排出量の総量規制を行う必要があります。EU ETS は 2020 年末までの期間 (フェーズ) を設定して制度設計・運営が行われているという特性上、フェーズの途中で離脱することは技術的に容易ではありません。一方で、英国が EU ETS に留まるためには、何らかの形で欧州全体の排出総量と連動した排出規制を維持する必要があると考えられます。英国 (ロンドン) は排出量取引において中心的な役割を果たしていることから、英国が EU ETS から離脱すればその影響は極めて大きいものがあります。

## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

日本ではパリ協定の目標を達成するための政策手段として、炭素税や排出量取引制度の必要性についての議論が再度提起されている状況です。英国の EU 離脱に伴い EU の温暖化政策や排出量取引制度が混乱すれば、日本での議論にも一定の影響を与えることも予想されます。こうした観点からも今後の展開が注目されます。

弁護士 武川 丈士  
☎ +95-1-255135(ヤンゴン)  
☎ +65-6593-9752(シンガポール)  
✉ [takeshi.mukawa@mhmjapan.com](mailto:takeshi.mukawa@mhmjapan.com)

### 7. 労働法

労働法分野における英国の EU 離脱の影響は、EU 指令の下で英国が行ってきた各種労働法整備の効力との関係で、相応のインパクトがあるとみられています。

以下にいくつか考えられる影響について挙げておきます。

- ① EU においては、労働者保護のための法整備を EU 加盟国各国に指示してきました。これを EU 指令 (EU Directives) と言いますが、英国では EU 指令への対応として、法律を制定するのではなく、EU 指令に直接依拠する規則を定めてきました。例えば、有期契約労働者やパートタイム労働者に関する不利益取扱の禁止は、EU 指令に基づく規則により、英国においても法制度化されています、しかし、EU 離脱後は EU 指令に拘束されることがなくなる上、規則が拠っていた EU 指令の効力が英国では今後無くなるとも考えられ、これらの規則の有効性が問題となることが予想されています。また、事業譲渡等に伴う従業員の移動の際の保護規定等、EU 指令に基づく規則には使用者側からは不人気な規定も多いため、今後廃止や緩和の方向に向かうのではないかと観測も出ています。
- ② 労働紛争については、ブリュッセル規則によって国境を跨ぐ労働紛争が生じた際にも、加盟国間における相互適用が認められてきました。しかし、今後はそのような相互適用がされなくなる上、そのような定めをおいていた既存の雇用契約の今後の取扱が問題となることが想定されます。
- ③ EU のいわゆる個人情報保護法 (違反についてのペナルティー等、厳しい内容になっています。) は 2018 年 5 月に全面適用が予定されています (かつ、適用について、各加盟国での個別の立法を不要としています。) が、EU からの離脱がこれよりも遅くなるのが確実であるため、英国では離脱後も同法への対応が迫られると考えられます。
- ④ 年金については、既に EU 法に基づく国内法の整備が進んでいることから、影響としては中長期のものと予想されています。但し、これまで認められてきた、EU 加盟国のどこで働いていても年金加入要件が中断していないといった取扱いが、

## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

今後もされるのかについては不透明であるとされています。

- ⑤ 入国管理の問題は、今回の大きな争点でもあり、今後英国政府は英国への入国・滞在要件を厳しくしていくのではないかと予想されています。

弁護士 高谷 知佐子  
☎ 03-5223-7717  
✉ [chisako.takaya@mhmiapan.com](mailto:chisako.takaya@mhmiapan.com)

### 8. M&A

現在、英国法人と他の EU 加盟国法人との間の M&A には、国境を越えた合併に関する指令（Cross-Border Merger Directive）が適用されています。英国が EU を離脱し、この適用を受けなくなる場合には、英国法人と EU 加盟国法人との間の M&A の手続きが大きく変更になる可能性があります。さらに、「11.税務」の項でも述べるとおり、かかる合併に関する税制も併せて変更される可能性があります。また、上記「4.競争法／独禁法」の項でも述べるとおり、現在の EU 競争法の企業結合審査においては、複数の EU 加盟国の法人を当事者とする一定の M&A について、EU 合併規則（the EU Merger Regulation）により、欧州委員会の承認を得れば、当該個々の EU 加盟国において承認を得ることは不要とされていました（ワンストップショップ）。しかし、英国が EU を離脱し、この適用を受けない場合には、英国における手続きと EU における手続きの双方を行わなければならない可能性があります。

EU 市場へのアクセスの良さから、英国には多くの日本企業が進出し、持株会社や統括会社を設立し、あるいは製造拠点を設置してきました。今後英国への進出を検討している日本企業や英国法人に関連する M&A を検討している日本企業は、適用される M&A 法制について注視する必要があります。

弁護士 大石 篤史  
☎ 03-5223-7767  
✉ [atsushi.oishi@mhmiapan.com](mailto:atsushi.oishi@mhmiapan.com)  
弁護士 山川 佳子  
☎ 03-6213-8125  
✉ [yoshiko.yamakawa@mhmiapan.com](mailto:yoshiko.yamakawa@mhmiapan.com)

### 9. キャピタル・マーケット

英国の EU 離脱により、キャピタル・マーケット分野では、①いわゆるパスポート制度による EU 単一市場が分断される可能性、及び、②EU で議論されている Capital Markets Union（「CMU」）の構想に影響を与える可能性があります。

まず、①のパスポート制度とは、ある EU 加盟国で許認可を取得した金融機関は、原

## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

則として他の EU 加盟国において再度許認可を取得することなく、容易に支店の設置や金融サービスを提供することができる仕組みをいいます。かかる制度により、英国の金融機関のみならず、例えば日本の金融機関が英国現地法人を設立して許認可を取得すれば、再度許認可を取得することなく他の EU 加盟国に支店を開設したりクロスボーダーでサービスを提供したりすることが容易に可能となり、また、反対に英国以外の EU 加盟国の金融機関がロンドンに拠点を開設したりクロスボーダー取引を行ったりすることも容易でした。

しかし、EU 離脱により英国との関係でパスポート制度が利用できなくなった場合、英国と英国以外の EU 加盟国双方の金融機関は、許認可の別途取得や、これまで英国拠点に集約していた役割・人員を EU 加盟国に分散する等の組織変更やグループ体制の再構築が必要となり得ます。また、英国の金融規制が今後 EU の金融規制と調和しない内容に変更される場合には、かかる規制対応のためのコストも増加する可能性があります。これらの影響により、ロンドンの今後の国際金融センターとしての地位が左右されることも考えられます。

次に、②の CMU とは、EU 域内において、投資家や事業者等が国境を越えてより自由・容易に資本市場にアクセスすることを可能にし、国際競争力の高い資本市場を実現するため、金融商品の取引市場に係る制度や仕組みを統合しようとする大規模な試みです。これまで CMU は、その実現に向けて、欧州委員会の英国代表 Jonathan Hill 氏により主導されてきましたが、同氏は英国国民投票後に退任しました。CMU 構想のキーマンともいえる同氏の退任によって CMU の実現は難しくなったとの見方がありますが、一方で、英国が EU を離脱することにより、ロンドンに取って代わる資本市場の創設、即ち CMU の実現に向けた機運が EU 内でむしろ高まることも十分に考えられます。

CMU が実現した場合には、EU に巨大な資本市場が誕生することとなり、投資家や資金を調達しようとする事業会社に大きな影響を与えるだけでなく、今後、EU 圏に端を発する金融・経済危機が生じた場合により迅速かつ適切な対応が取られることも指摘されており、今後の動向が注目されます。

弁護士 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ [katsumasa.suzuki@mhmiapan.com](mailto:katsumasa.suzuki@mhmiapan.com)

弁護士 江平 享

☎ 03-5220-1820

✉ [akira.ehira@mhmiapan.com](mailto:akira.ehira@mhmiapan.com)

弁護士 尾崎 健悟

☎ 03-6266-8929

✉ [kengo.ozaki@mhmiapan.com](mailto:kengo.ozaki@mhmiapan.com)



## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

### 10. アセット・マネジメント／投資信託

現在、我が国においては、英国の投資運用会社が資産運用を行うファンド（具体的には、①英国籍ファンド、②（ルクセンブルク等の英国以外の）EU 籍ファンド、③（ケイマン諸島等の）EU 圏外の法域籍ファンド）について、公募・私募を通じて直接的に、あるいは、国内投信を通じて間接的に、投資を行うことが可能です。

この点、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する 2011 年 6 月 8 日付欧州議会及び理事会指令 2011/61/EU（AIFMD）との関係において、従前、オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）として認可を受けていた英国の投資運用会社は、英国の EU 離脱により、（AIFMD の枠組みにおける）AIFM としては扱われなくなり、EU 加盟国以外の国で設立された AIFM（すなわち、EU 圏外の AIFM）として扱われることになる可能性があります。この場合、当該英国の投資運用会社が、引き続き、上記の各類型のファンドについて資産運用業務を継続することができるか否か、また、販売を継続することができるか否かは、基本的にそれぞれのファンドの設立地・販売国における法令等により決定されることとなりますが、当該ファンドの運用・販売を継続するためにファンドの諸条件を変更することが求められる可能性があり、これにより当該ファンドへの投資を行っている日本の投資家も影響を受ける可能性があると考えられます。

同様の議論は、より厳格な規制に服する UCITS（譲渡性のある有価証券を対象とする投資信託）についても当てはまります。いわゆる UCITS IV 指令（Directive 2009/65/EC）によって導入された Management Company Passport により、ある EU 加盟国において本拠を置く投資運用会社が他の加盟国において設立された UCITS を一定の制限と要件の下で運用及び管理することができるようになりました。UCITS III までの規制下においては、UCITS の設立国とその資産運用会社の所在国が同一であることが必要とされていましたが、その例外の一つとしてこの Passport の仕組みが導入されています。仮に英国の EU 離脱が既存の UCITS 及び運用会社に対する規制の枠組みからの完全な除外にも至るとすると、当該 Passport の便益を享受できない可能性も否定できません。

我が国の投資信託委託会社の中には、欧州における拠点として英国内に現地法人を設立し、AIFM 又は UCITS Management Company としてファンドの資産運用業務を行っているところもあります。英国の EU 離脱は、これらの現地法人の資産運用業務、とりわけルクセンブルグやアイルランドといった他の EU 加盟国において設立されたファンドの運用業務において影響を及ぼす可能性があります。

弁護士 大西 信治

☎ 03-5220-1860

✉ [nobuharu.onishi@mhmi-japan.com](mailto:nobuharu.onishi@mhmi-japan.com)

## Client Alert - Impact of Brexit on Japanese Corporations

### 11. 税務

英国が EU 離脱により EU 指令の適用を受けられなくなる結果、法人税制の分野で様々な影響が生じる可能性があります。例えば、親子会社指令（Parent-Subsidiary Directive）においては、配当に対する源泉地国での源泉所得税の免除や居住地国における配当への課税の免除等によって、EU 域内での二重課税を回避することとしています。しかし、英国が同指令の適用を受けられなくなれば、EU 加盟国から英国に対して支払われる配当には当該 EU 加盟国で源泉所得税が課される可能性があります。また、英国が、利子使用料指令（Interest and Royalties Directive）の適用を受けられなくなれば、同様に、EU 加盟国から英国に対して支払われる利子・使用料につき、当該 EU 加盟国から源泉所得税が課される可能性があります。

さらに、英国が、合併指令（Merger Directive）の適用を受けられなくなれば、英国法人と EU 加盟国法人の間の国境を越えた合併等の組織再編につき、当該法人や関係株主に対する課税繰延ができなくなる可能性があります。また、英国は、移転価格税制の仲裁に関する EU 仲裁協定（Arbitration Convention）の加盟国であるところ、EU から脱退すれば、同協定に基づく仲裁を行うことができなくなると考えられます。他にも、EU 離脱により、EU 域内の消費税、関税の優遇措置が受けられなくなる等、英国でビジネスを行う法人への影響は大きいものと考えられます。

もっとも、英国と他の EU 加盟国との間の取引における課税関係は、英国が欧州経済領域（EEA）に残留するか否か、スイスのように EU と一定の関係性を保持するか等によって異なるため、今後の動向に注視する必要があります。

弁護士 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhmjapan.com](mailto:atsushi.oishi@mhmjapan.com)

弁護士 山川 佳子

☎ 03-6213-8125

✉ [yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com](mailto:yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com)

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
[mhm\\_info@mhmjapan.com](mailto:mhm_info@mhmjapan.com)  
03-6212-8330  
[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)